

## 大田区絆サービス事業者等助成要綱

平成28年 3月31日 27福高発第12749号区長決定

改正 平成29年 1月19日 28福高発第11934号区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、大田区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別表に規定する住民が主体となった大田区絆サービス（以下「絆サービス」という。）を運営する事業者及び団体（以下「事業者等」という。）に対し、区が助成金を交付することにより、絆サービスの適正な運営を確保し、もって高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的とする。

### (助成対象者)

第2条 この要綱で助成の対象となる者は、事業者等のうち区内在住の生活支援サービスの提供経験者又は絆サービスを行うに当たり必要な研修（区及び事業者等が行う研修等を含む。）を受講した者を15人以上有し、次の要件の全てに該当する事業者等とする。

- (1) 絆サービス従事者（以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のための対策が講じられていること。
- (2) 従事者又は従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること。
- (3) 利用者に対する絆サービス実施中に事故が発生した場合に、次に掲げる措置を講ずる旨及びその実施方法を定めていること。
  - ア 利用者に係る地域包括支援センター等に連絡を行うと共に必要な措置を行うこと。
  - イ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
  - ウ 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

### (助成金の申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、大田区絆サービス事業助成金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添付して区長に申請するものとする。

### (助成の決定)

第4条 区長は、前条の申請があった場合において、その内容を審査し、助成の目的に適合すると認めるときは、助成の決定をするとともに、当該申請者に大田区絆サービス事業助成金交付決定通知書（別記第2号様式）をもって通知する。

2 区長は、前項の審査の結果、助成金を交付できないものと決定したときは、速やかにその理由を付して申請者に通知するものとする。

### (助成額)

第5条 絆サービスの提供は、1世帯につき週2回を限度とし、1回当たり30分未満の提供時は100円、30分以上最大60分までの提供時は200円を助成金として交付するものとする。

### (助成金の請求)

第6条 第4条第1項の決定を受けた事業者等（以下「交付決定者」という。）は、大田区絆サービス事業助成金請求書（別記第3号様式）を区長に提出して、助成金の交付を請求するものとする。

### (助成金の交付)

第7条 区長は、前条の請求書が提出されたときは、必要な事項を審査の上、当該交付決定者に助成金を交付するものとする。

2 助成金は、大田区会計事務規則（平成8年規則第46号）第75条に規定する口座振替により支払うものとする。

（助成決定の取消し）

第8条 区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

（2） その他助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

2 第4条の規定は、前項の規定による取消しをした場合について準用する。

（助成金の返還）

第9条 区長は、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第10条 区長は、第8条第1項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、助成金の返還を命じたときは、助成金の交付を受けた交付決定者（以下「助成金受領者」という。）をしてその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 区長は、助成金受領者に対し、助成金の返還を命じた場合において、助成金受領者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第11条 区長は、前条第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成金受領者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第12条 区長は、第10条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第13条 助成金受領者に対し助成金の返還を命じ、助成金受領者が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

（関係書類の保管）

第14条 助成金受領者は、この助成金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした関係書類を当該会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、この要綱を所管する部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

申請年月日 年 月 日

### 大田区絆サービス事業助成金交付申請書

（宛先）大田区長

大田区の介護予防・日常生活支援総合事業における「大田区の絆サービス」の提供事業者として、大田区の絆サービス事業者等助成要綱を遵守していることを確認し、次のとおり申請します。

（申請者）

事業所名 又は 団体名	
所在地 又は 住所	(郵便番号)
代表者氏名	㊟
電話番号	

申 請 額	円
-------	---

内訳（サービス利用者）

氏 名	住 所	生年月日	利用日・時間	申 請 額
			年 月 日 ～	
			年 月 日 ～	
			年 月 日 ～	
			年 月 日 ～	
			年 月 日 ～	





年 月 日

（宛先）大田区長

大田区絆サービス事業助成金請求書

（請求者）

事業所名 又は 団体名	
所在地 又は 住所	(郵便番号)
代表者氏名	印
電話番号	

請求額	円
-----	---